

# 水質検査結果報告書

第 26L011673-1 号

令和8年5月21日

水道法20条 第3項国土交通大臣及び環境大臣登録機関第224号  
 建築物飲料水水質検査業登録横浜市R5水第13号  
 建築物飲料水水質検査業登録東京都5水第87号  
 建築物飲料水水質検査業登録群馬県6水第1号  
 建築物飲料水水質検査業登録山梨県中北水第10号  
 株式会社 総合環境分析  
 本社 神奈川県横浜市緑区鶴居1-18-2  
 電話 045-929-0033  
 東京技術センター 東京都目黒区北沢3-5-4  
 電話 042-792-4474  
 北関東支社 群馬県邑楽郡邑楽町中野127-6  
 電話 0276-89-0745  
 甲信分析センター 山梨県南アルプス市小笠原6  
 電話 055-283-6155

中井町長 戸村 裕司 様

依頼者	中井町		
試料名称等	久所浄水場水系 第3水源・第5水源・久所水源		
採取場所	農村環境改善センター		
受託年月日	令和8年5月12日	種別	浄水
採取年月日	令和8年5月12日	時間	13:35
試験年月日	令和8年5月12日 ~ 令和8年5月21日		
採取者	中井町		
遊離残留塩素	0.40	mg/l	

水質検査部門管理者 原元 綾香



No.	項目	単位	検査値	定量下限値	基準値	検査方法
1	一般細菌	個/ml	0	0	100	平15.厚生労働省告示第261号別表第1
2	大腸菌	(100ml中)	不検出(陰性)	—	検出されないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第2
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003未満	0.0003	0.003	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005未満	0.00005	0.0005	平15.厚生労働省告示第261号別表第7
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
8	六価クロム化合物	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.004未満	0.004	0.04	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第12
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	2.36	0.02	10	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.05未満	0.05	0.8	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.08	0.02	1.0	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
14	四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.005未満	0.005	0.05	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
16	シス-1,2-シクロロエチレン 及びトランス-1,2-シクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.04	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
17	ジクロロメタン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/l	0.000005未満	0.000005	0.00005	平15.厚生労働省告示第261号別表第45
21	ベンゼン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
22	塩素酸	mg/l	0.06未満	0.06	0.6	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
23	クロロ酢酸	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2
24	クロロホルム	mg/l	0.001未満	0.001	0.06	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
25	ジクロロ酢酸	mg/l	0.003未満	0.003	0.03	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2
26	ジブromクロロメタン	mg/l	0.001未満	0.001	0.1	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
27	臭素酸	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第18
28	総トリハロメタン	mg/l	0.001	0.001	0.1	平15.厚生労働省告示第261号別表第14

判	定	上記の検査項目につきましては、水道法水質基準に適合します。
備	考	定量下限値 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) : 0.000005mg/l ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) : 0.000005mg/l 天候: 晴れ 気温: 23.0℃ 水温: 18.5℃

